

## 岬町地域公共交通会議設置要綱

### (目的)

第1条 岬町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議することを目的とする。

### (協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (3) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (4) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

### (組織)

第3条 交通会議の委員は、22人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 町の職員
- (2) 一般旅客自動車運送事業者
- (3) バス又はタクシー協会の代表者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体
- (5) 住民又は利用者の代表
- (6) 大阪運輸支局長又はその指名する者
- (7) 道路管理者又はその指名する者
- (8) 泉南警察署長又はその指名する者
- (9) 学識経験者
- (10) その他交通会議が必要と認める者
- (11) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

### (役員)

第4条 交通会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総括し、交通会議を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議の運営)

第5条 交通会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 交通会議は、原則として公開する。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第6条 会長は、第2条各号に掲げる事項について、専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の組織、運営その他必要な事項は、別に定める。

(会議の特例)

第7条 会長は、緊急の必要があり、かつ、交通会議を開催する時間的余裕がない場合又はやむを得ない事由がある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、その賛否を問い、交通会議の会議に代えることができる。この場合において、第5条第3項の規定を準用する。

(協議結果の取り扱い)

第8条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第9条 交通会議の庶務は、しあわせ創造部住民生活課において行う。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月16日から施行する。